

東京都公報

発行
東京都

目次

59

告示

○令和八年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳の登録(二十三件)……………

……………(主税局千代田都税事務所固定資産課税課・中央都税事務所固定資産課税課・港都税事務所固定資産課税課・新宿都税事務所固定資産課税課・文京都税事務所固定資産課税課・台東都税事務所固定資産課税課・墨田都税事務所固定資産課税課・江東都税事務所固定資産課税課・品川都税事務所固定資産課税課・目黒都税事務所固定資産課税課・大田都税事務所固定資産課税課・世田谷都税事務所固定資産課税課・渋谷都税事務所固定資産課税課・中野都税事務所固定資産課税課・杉並都税事務所固定資産課税課・豊島都税事務所固定資産課税課・北都税事務所固定資産課税課・荒川都税事務所固定資産課税課・板橋都税事務所固定資産課税課・練馬都税事務所固定資産課税課・足立都税事務所固定資産課税課・葛飾都税事務所固定資産課税課・江戸川都税事務所固定資産課税課……………

告示

●**東京都告示第五百四十四号**

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十條第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條

第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都千代田都税事務所長

井上 均

●**東京都告示第五百四十五号**

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十條第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都中央都税事務所長

落合 宏 行

●**東京都告示第五百四十六号**

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十條第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都港都税事務所長

星 野 義 孝

●**東京都告示第五百四十七号**

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都新宿都税事務所長

小 野 誠

●**東京都告示第五百四十八号**

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十條第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都文京都税事務所長

倉 木 淑 子

●**東京都告示第五百四十九号**

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十條第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都台東都税事務所長

米 今 俊 信

●東京都告示第五百五十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定
した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都墨田都税事務所長

小 菅 秀 記

●東京都告示第五百五十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定
した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都江東都税事務所長

原 島 幸 男

●東京都告示第五百五十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定
した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都品川都税事務所長

若 井 太 郎

●東京都告示第五百五十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定
した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都目黒都税事務所長

相 羽 さとみ

●東京都告示第五百五十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定
した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都大田都税事務所長

川 口 厚

●東京都告示第五百五十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定
した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都世田谷都税事務所長

三 浦 仁

●東京都告示第五百五十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定
した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都渋谷都税事務所長

北 村 周 一

●東京都告示第五百五十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定
した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都中野都税事務所長

福 留 敬 一

●東京都告示第五百五十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定

した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都杉並都税事務所長

小 高 都 子

●東京都告示第五百五十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定
した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都豊島都税事務所長

清 水 健 吾

●東京都告示第五百六十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定
した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都北都税事務所長

中 満 正 志

●東京都告示第五百六十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定
した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都荒川都税事務所長

都 築 裕 樹

●東京都告示第五百六十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定
した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都板橋都税事務所長

蓮 沼 正 史

●東京都告示第五百六十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定
した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都練馬都税事務所長

高 野 豪

●東京都告示第五百六十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定
した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都足立都税事務所長

本 多 由 紀 子

●東京都告示第五百六十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定
した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都葛飾都税事務所長

井 上 卓

●東京都告示第五百六十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和八年三月三十一日付けで決定
した令和八年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都江戸川都税事務所長

佐野 宏子

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、100%再生紙のうえ
リサイクルできます。